



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2008.8.29

No. 32 - 06

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5 - 11 - 4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

「日乗連の法人資格改正について」

労働組合法上の法人資格への変更について

日乗連は、結成以来 32 期を迎えます。2005 年 3 月臨時総会において「有限責任中間法人」として現行「定款」を確認し、登記してから 3 年余りが経過する中、解決が急がれる問題と課題を抱えています。

第一の課題は、日乗連に課せられる法人税の問題です。第二の課題は、RA を中心とした経験の浅い単組の運動を助け、共に問題解決できる体制を整えることです。これらの解決にあたり、「有限責任中間法人」から「労働組合法上の法人」へ法人資格の変更を検討しています。

改正の目的は、税制上の問題を解決することと、さらに重要なことは各単組の運動だけでは解決が困難な使用者からの攻撃や不当労働行為等の違法行為を止めさせるために、日乗連としての労働組合の機能を有効に、かつ迅速に発動し活用できるようにすることにあります。

例えば、労働組合にとって不当労働行為を糾弾する事は、重要な取組みの一つです。しかし、不当労働行為の救済申請を組織的に行うには、労組法上の資格（労組法第 5 条）が必要とされています。

旧日乗連会則から現行定款への変更時に確認したように、これまで通り運動方針等に関しては「原則全員一致」のもとで、強固な団結と運動を発展させる組織運営を維持します。従って、いわゆる上部団体として一律に加盟各組合を統制するような変更ではありません。つまり、各加盟組合の独立性は保たれます。ただし、「労働組合法上の法人」登記に当たり、労組法第 5 条が定める法人資格審査の要件に必要な規定を設けた規約の制定が求められています。

変更にあたって、事前の十分な理解と討論が欠かせないことから、本年 3 月幹事会以降、加盟各組合の執行部等を中心に、「Q&A」等をまじえた解説書等を作成し説明を進めてきました。

全国的な統一と団結を強固なものにしながら、日乗連の掲げる目的に向けた運動を進める上で、まず現状の置かれた情勢や問題と課題を共有して頂きたいと思います。今後、9 月の幹事会、総会等を経ながら討論を行い、進め方等を含め確認と合意に向けた作業を進めて行きます。皆さんの積極的な意見をお待ちしています。

以上

